

様式第7号（第5条関係）

開 発 行 為 許 可 通 知 書

許 可 第 5 1 2 0 号  
平 成 3 0 年 5 月 1 1 日

前橋市新前橋町17番地17

株式会社 上毛新聞TR

代表取締役 渡辺 幸男 様

太田市長 清 水 聖 義



さきに申請のありました開発行為については、次の条件をつけて許可したので通知します。

1. 開発区域に含まれる地域の名称  
太田市飯塚町598番3、599番4、600番1、601番1、601番3、602番1
2. 開発区域の面積  
8,883 m<sup>2</sup>
3. 予定建築物の用途  
展示住宅（16棟）、管理棟（1棟）
4. 法第34条該当号
5. 許可の条件
6. 下水の排水によって、その周辺の地域の溢水等による被害が生じないよう適正な維持管理を行うこと。
7. 開発区域の工事現場の見やすい場所に、開発許可済の標識を設置しなければならない。
8. 工事が完了したときは、速やかに届け出ること。
9. 次に掲げる工事を着手するときは、施工状況を明らかにした写真等の記録をして、工事完了届出書に添付すること。
  - (1) 擁壁工事
  - (2) 盛土工事（盲排水の施工状況を含む）
  - (3) 通路工事（舗装工事開始前の状況を含む）
  - (4) その他市長が指定した工事
10. 工事を途中で廃止したときは、遅滞なく届け出ること。
11. 許可を受けた者が死亡したときは、相続人は速やかに届け出ること。
12. 開発行為に関する工事を施工する権限を他人に移転したときは、その権限を取得した者は市長の承認を受けなければならない。
13. 工事完了公告があるまでの間は、建築物を建築してはならない。ただし、別途市長の承認を受けたときはこの限りでない。
14. 許可を受けた事項を変更するときは、市長の許可を受けなければならない。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。